

公 示

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送における対価について、道路運送法施行規則第51条の15の規定により、自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、下記のとおり基準を定めたので公示する。

平成18年9月29日

中部運輸局愛知運輸支局長 松本正明

記

1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共交通会議（施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。）又は同項に規定する協議会（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する審査基準（令和2年11月27日付け愛運支局公示第14号。以下同じ。）2.（3）④に定める関係者間）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において協議が調った額とする。

2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する審査基準2.（3）④又は福祉有償運送の登録に関する審査基準（令和2年11月27日付け愛運支局公示第15号）2.（3）③において協議が調った額とする。

(1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

①運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

②運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ. ロ. ハ. の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

なお、会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含まないものとする。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、次のイ. からニ. に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 各地域における運送の対価は、下表の額を目安として設定すること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、これを超える運送の対価を設定することも可能である。

運賃適用地域	距離制運賃				時間制運賃	
	初乗運賃		加算運賃			
名古屋地区	1.0km	398 円	200m	62 円	5 分	490 円
尾張・三河地区	1.0km	448 円	200m	63 円	5 分	513 円

※上表は、当該地域において同一旅客をタクシーが運送した場合の総原価からタクシー固有の費用及び適正利潤を差し引いた額（タクシー運賃の約8割の額）である。
 ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1）登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. の考え方を適用することができる。

（注2）運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

②対価の適用方法

イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、2.(3)①イ. に定める額にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、2.(3)①イ. に定める額にあると認められるものであること。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、これを超える運送の対価を設定することも可能である。

二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

ホ. 運送の対価について、(2)①イ. からハ. までのいずれかを選択した上で、需要の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能である。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはな

らないこと。

附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から適用する。
3. 平成15年5月1日付け愛運支局公示第2号「構造改革特別区域法第4条第1項及び同法附則第3条の規定により構造改革特別区域計画の認定を受けたNPO等による道路運送法80条第1項に基づく申請に対する取扱いについて」は平成18年9月30日をもって廃止する。

附 則（平成29年8月31日 愛運支局公示第3号）

本公示は、平成29年8月31日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則（令和4年10月7日 愛運支局公示第15号）

本公示は、令和4年10月7日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則（令和5年10月6日 愛運支局公示第28号）

本公示は、令和5年10月6日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則（令和6年2月13日 愛運支局公示第37号）

本公示は、令和6年2月13日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。

附 則（令和6年5月13日 愛運支局公示第4号）

本公示は、令和6年5月13日以降に対価を設定する又は変更するものから適用する。